

入 札 の 手 引 き

神戸市行財政局契約監理課

本市が行う物品等競争入札（建設コンサルタント等業務を除く）に参加する場合に、この手引きを参考にしてください。なお、この手引きはあくまでも参考ですので、実際の入札に当たっては、公告や入札説明書、指名通知書をよくお読みください。また、地方自治法、同法施行令、本市契約規則その他関係法令についても参照してください。

1. 本市の入札方式について

入札方式	対象額（予定価格（消費税込））
一般競争入札（政府調達協定）	4000万円以上 ※適用対象外のものもあります。
制限付一般競争入札（事後審査型）	上記、政府調達案件の対象にならないもの
指名競争入札	案件の性質又は目的が一般競争入札に適さない等、地方自治法施行令第167条に該当する場合

2. 電子入札について

本市では、原則として全ての案件を電子入札により行っています。この手引きは、電子入札による手順で作成しています。

電子入札に参加するためには、原則、認証カードの取得と、兵庫県電子入札共同運営システム上での利用登録が必要です。一般競争入札（政府調達協定）及び不用品売却においてはカードを取得していなくとも、簡易認証による電子入札が可能です。

3. 一般競争入札（政府調達協定）の手順

★一般競争入札（政府調達協定）の流れ



(1) 入札案件情報（公告）と入札参加資格の確認

入札の情報は、兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト

(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) 「お知らせ情報＞調達機関（神戸市）＞お知らせ区分（物品）＞検索」（以下「電子入札サイト」という。）に随時掲載しますので、まずはそれぞれの案件の公告や入札説明書を確認してください。

公告や入札説明書には、個別案件ごとに、入札に参加する者に必要な資格を記載しており、この資格を満たす者であれば誰でも入札に参加することができます。

入札参加の判断は、日程などの入札条件や仕様書等も十分確認のうえ行ってください。

(2) 入札参加資格の審査の申請

入札に参加するためには、入札参加資格の有無についての審査を申請する必要があります。申請は、兵庫県電子入札共同運営システムにログインし、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「競争参加資格確認申請書」の提出の手続きを行ってください。

(3) 入札参加資格の審査の結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、個別案件ごとに、公告に記載した日に電子入札システムで通知します。

(4) 質疑

申請者は、仕様書等に関する質疑ができます。質疑は、公告に記載した提出期限内に、電子メール（nyusatu-buppin@city.kobe.lg.jp）で所定の様式に記入の上、提出してください。回答は、電子入札サイト

(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) 「お知らせ情報＞調達機関（神戸市）＞お知らせ区分（物品）＞検索」の当該案件の中で掲載します。

(5) 入札

入札に当たっては、仕様書等をよく確認のうえ、積算をしてください。入札は、個別案件ごとに、公告に記載した日時に電子入札システムで行ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、これによらない場合は公告に定めます。

入札書を送信した後は、入札書の書換えや引替え、撤回はできません。

また、入札後は、仕様書や入札説明書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

なお、入札を辞退する場合には、電子入札システムで辞退届を送信するなど所要の手続きを行ってください。入札辞退は、指名停止等の対象となりません。

(6) 内訳書の提出

案件によっては、入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めることがあります。電子入札システムによる入札書提出時に、該当ファイルを添付して提出してください。提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札が無効となります。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札が無効となります。その他、内訳表の添付が必要な案件の公告掲載ページに掲載する「内訳表の作成上の注意」に記載する事項に該当する場合も入札が無効となります。

(7) 開札

開札は、個別案件ごとに、公告に記載した日時に行います。開札後、その結果を電子入札システムで通知します。

(8) 落札者の決定

(ア) 入札を行った者のうち、予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。また複数単価契約の場合は、各数量に各入札単価を乗じて得た額の合計が最低の価格をもって入札した者を落札者又は交渉の相手方とします。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者の価格によっては、「低入札価格調査手続要綱」（平成30年3月19日行財政局長決定）に基づき、他の入札者を落札者とする場合があります。

(イ) 開札の結果、落札者となるべき者が、同価格により2者以上あった場合は、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

4. 制限付一般競争入札（事後審査型）の手順

★制限付一般競争入札（事後審査型）の流れ



(1) 入札案件情報（公告）と入札参加資格の確認

入札の情報は、電子入札サイト

(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) 「お知らせ情報＞調達機関（神戸市）＞お知らせ区分（物品）＞検索」に随時掲載しますのでまずはそれぞれの案

件の公告や入札説明書を確認してください。公告には、個別案件ごとに、入札に参加する者に必要な資格を記載しており、この資格を満たす者であれば誰でも入札に参加することができます。

入札参加の判断は、日程などの入札条件や仕様書等なども十分確認のうえ行ってください。

(2) 質疑

入札に参加しようとする者は、仕様書等に関する質疑ができます。質疑は、公告に記載した提出期限内に、電子メール (nyusatu-buppin@city.kobe.lg.jp) で所定の様式に記入の上、提出してください。回答は、電子入札サイト

(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) 「お知らせ情報＞調達機関 (神戸市) ＞お知らせ区分 (物品) ＞検索」の当該案件の中で掲載します。

(3) 入札

入札に当たっては、仕様書等をよく確認のうえ、積算をしてください。入札は、個別案件ごとに、公告に記載した日時に電子入札システムで行ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、これによらない場合は公告に定めます。

入札書を送信した後は、入札書の書換えや引替え、撤回はできません。

また、入札後は、設計図書や入札説明書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

(4) 内訳書の提出

案件によっては、入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めることがあります。電子入札システムによる入札書提出時に、該当ファイルを添付して提出してください。提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札が無効となります。また、内訳書の合計金額 (税抜き) と入札金額が異なる場合も、入札が無効となります。その他、内訳表の添付が必要な案件の公告掲載ページに掲載する「内訳表の作成上の注意」に記載する事項に該当する場合も入札が無効となります。

(5) 開札

開札は、個別案件ごとに、公告に記載した日時に行います。制限付一般競争入札においては、落札者の決定の前に、一旦保留とし、保留通知書を発行します。

開札の結果、落札候補者となるべき者が、同価格により2者以上あった場合は、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定します。

（６）落札候補者の決定

- （ア）入札を行った者のうち、予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。また複数単価契約の場合は、各数量に各入札単価を乗じて得た額の合計が最低の価格をもって入札した者を落札候補者又は交渉の相手方とします。ただし、公告等に最低制限価格や低入札調査価格を定めると記載のある案件については、これを下回る価格による入札は失格となることや「低入札価格調査手続要綱」（平成30年3月19日行財政局長決定）に基づき、他の入札者を落札候補者とすることがあります。
- （イ）開札の結果、落札候補者となるべき者が、同価格により2者以上あった場合は、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定します。

（７）落札候補者または入札の結果随意契約の相手方候補者となった者（以下、「落札候補者等」という。）に対する入札参加資格の審査

落札候補者等に対する入札参加資格の審査を行います。落札候補者は公告に定める資格等確認資料を開札日の翌日（本市の休日を除く。）の午後5時までに提出してください。随意契約の相手方候補者となった者については、別途保留通知書にて提出期限を指定いたします。また、必要に応じて、落札候補者等に対して書類の内容確認や、追加書類の提出を求めることがあります。理由なくこれらの確認や提出の指示に応じないときは、入札を無効とし、神戸市指名停止基準要綱別表2－8－（5）に基づく停止措置を行います。ただし、期限までに理由書を提出し、神戸市がやむをえないと認めた場合は、停止措置は行わないものとします。

（８）落札者の決定

審査の結果、落札候補者等について、入札参加資格があると認めたときは、その者を落札者または入札の結果随意契約の相手方（以下、「落札者等」という。）とし、入札参加者に落札通知書を発行します。

また、審査の結果、落札候補者等について入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者等として入札参加資格の審査を行います。以後、落札者等が決定するまで同様の手続により審査を行います。

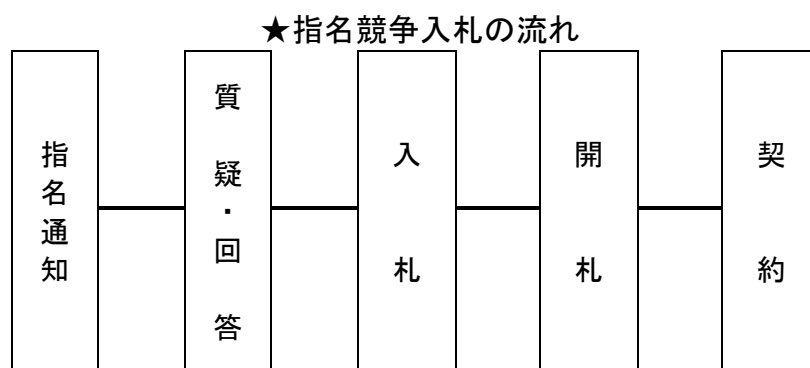
なお、落札候補者等とならなかった入札者については、入札参加資格の審査は行いません。

（９）入札参加資格の審査結果の通知

落札候補者等について、入札参加資格がないと認めた場合には、その結果を理由を付して通知します。通知を受けた者は、その通知を受けた日から2日（本市の休日を除く。）以内に、入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。

落札者等及び入札参加資格の審査を行なわなかった者に対しては、通知は行いません。

5. 指名競争入札の手順



(1) 指名通知

指名の通知は、電子入札システムで行います。通知を受けたときは、通知書に記載されたパスワードを用いて、電子入札サイト

(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) 「お知らせ情報＞調達機関（神戸市）＞お知らせ区分（物品）＞検索」から当該案件の仕様書等を確認してください。

また、通知書に記載された他の事項も必ず確認してください。

(2) 質疑

指名通知を受けた者は、仕様書等に関する質疑ができます。質疑は、公告に記載した提出期限内に、電子メール（nyusatu-buppin@city.kobe.lg.jp）で所定の様式に記入の上、提出してください。回答は、電子入札サイト

(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) 「お知らせ情報＞調達機関（神戸市）＞お知らせ区分（物品）＞検索」の当該案件の中で掲載します。

(3) 入札

入札に当たっては、仕様書等をよく確認のうえ、積算をしてください。入札は、個別案件ごとに、通知書に記載した日時に、電子入札システムで行ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、これによらない場合は公告に定めます。

入札書を送信した後は、入札書の書換えや引替え、撤回はできません。

また、入札後は、仕様書や指名通知書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

なお、入札を辞退する場合には、電子入札システムで辞退届を送信するなど所要の手続きを行ってください。入札辞退は、指名停止等の対象となりません。

(4) 内訳書の提出

案件によっては、入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めることがあります。電子入札システムによる入札書提出時に、該当ファイルを添付して提出してください。提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札が無効となります。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札が無効となります。その他、内訳表の添付が必要な案件の公告掲載ページに掲載する「内訳表の作成上の注意」に記載する事項に該当する場合も入札が無効となります。

(5) 開札

開札は、個別案件ごとに、通知書に記載した日時に行います。開札後、その結果を電子入札システムで通知します。

(6) 落札者の決定

(ア) 入札を行った者のうち、予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者としします。また複数単価契約の場合は、各数量に各入札単価を乗じて得た額の合計が最低の価格をもって入札した者を落札者又は交渉の相手方としします。ただし、公告等に最低制限価格や低入札調査価格を定めると記載のある案件については、これを下回る価格による入札は失格となることや「低入札価格調査手続要綱」（平成30年3月19日行財政局長決定）に基づき、他の入札者を落札候補者とすることがあります。

(イ) 開札の結果、落札者となるべき者が、同価格により2者以上あった場合は、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

6. 入札の中止等について

事情により、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。その場合、電子入札システム等で通知します。

7. 再入札について

(1) 案件によっては、開札の結果、予定価格以下で入札した者がいないときは、入札参加者に再度の入札をしていただくことがあります。

(2) 再入札の執行に当たって、1回目の入札での最低入札金額のみを発表します。再入札

に参加する場合、再入札の金額は、この発表を聞いたうえでこれ未満の金額を入力又は記入してください。なお、再入札に参加されない場合は辞退してください。

- (3) 1 回目の入札で無効になった場合、再入札に参加することはできません。

8. 契約の締結について

- (1) 落札者等は、契約監理課が交付する契約書に記名押印し、10日以内（ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日は算入しません）に契約監理課まで提出してください。

なお、水道局、交通局、各区役所、外郭団体の契約書は、それぞれの局区又は団体等で受け取り、同じ期限内に、交付された局区又は団体等まで提出してください。

- (2) 落札者等が正当な理由がなく、記名押印した契約書を上記期限内に提出しないときは、契約する意思がないものとみなします。その場合、落札は効力を失い、契約を締結いたしません。

また、神戸市指名停止基準要綱別表第2-8-(6)「入札後、入札参加資格者の責めにより契約を辞退し、信頼関係が損なわれたとき。」に基づき、指名停止措置（1～6月）を実施することになりますのでくれぐれもご注意ください。

- (3) 契約書は2部作成し、各々押印のうえ、1部お返しします。なお、製造その他請負契約については契約金額（消費税抜き）に応じた収入印紙を貼付し割印をしてください。

※本市では、2022年4月より契約締結において電子契約システムの活用を開始しております。（一部適用外）電子契約による契約締結を希望される場合は、公告等に記載の案内を参照のうえ、手続きを行ってください。

9. 契約保証金について

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の3以上の額です。なお、政府調達協定一般競争入札による契約については、契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額です。

- (2) 契約保証金は、現金または小切手で納付していただきますが、神戸市債又は国債の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証で代えることもできます。

また、履行保証保険への加入でも構いません。履行保証保険を利用する場合、定額てん補特約を付帯してください。また、保険責任の始期および終期に関する特約を付帯しないでください。これにより、履行期限に1か月を加えた期間の保証を不要とします。

- (3) 神戸市契約規則第25条、神戸市水道局契約規程21条及び神戸市交通局契約規程24条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除することができます。

10. 入札結果の公表

入札結果については、随時公表しております。神戸市ホームページの入札情報のページ

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/contract/bid/index.html>)でもご確認いただけます。

11. 入札参加資格の認定（登録）について

- (1) 本市の入札に参加するためには、入札参加資格の認定を受ける必要があります。認定は、原則として2年間（追加登録の場合は残りの期間）有効です。
- (2) 認定の申請は、申請受付期間を定めて行っています（政府調達協定一般競争入札への参加の認定はこの限りではありません）。申請受付期間や申請方法などについては、しかるべき時期に神戸市ホームページに掲載しますので、申請を希望される方はご確認ください。
- (3) 入札参加資格の認定を受けた者が、一定の要件に該当した場合には、指名停止を行います。指名停止の要件など詳細については、神戸市指名停止基準要綱をご覧ください。

12. 登録内容の変更について

所在地、代表者、受任者等の登録内容の変更があった場合には、直ちに本市所定の「入札参加資格登録事項変更届」を提出してください（ただし、取引希望品種・業種は期間中変更できません）。様式については、神戸市ホームページの入札参加資格変更届のページ

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/henkoutodokehyou.html>)に掲載しています。

電子入札用電子証明書（ICカード）をご利用の場合、「代表者」（受任者をおいている場合は「受任者」）に変更がある場合は、認証局から新たなICカードを入手していただく必要があります。変更届提出後、新たなICカードを本登録するまで電子入札システムにはログインできません。変更届提出時、直近で入札案件がある場合には事前に契約監理課へご相談ください。

13. 談合行為等について

本市の入札に当たり、談合行為等を行って契約を締結したことが判明した場合は、契約約款の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。さらに、入札参加資格の取り消しや一定期間の指名停止措置の対象にもなります。

14. その他

この手引きに定めのない事項については、公告や入札説明書等により定めることができるものとしますのでご確認ください。

担当：神戸市行財政局契約監理課物品契約担当
(市役所 1 号館 2 階)

ダイヤルイン (078) 322-5159

(R8. 4. 1)